

奈良市景観計画 一般国道169号線沿道景観形成重点地区

奈良の中心市街地と天理・桜井等とを結ぶ主要な道筋の一つです。沿道サービス施設や事業所、住宅等が主体となった景観が形成されていますが、市街化調整区域である地区の南部区間では、東側に広大な農地が広がり、その向こうに大和青垣の山並みや麓の集落、樹林地を美しく望むことができる箇所もみられます。

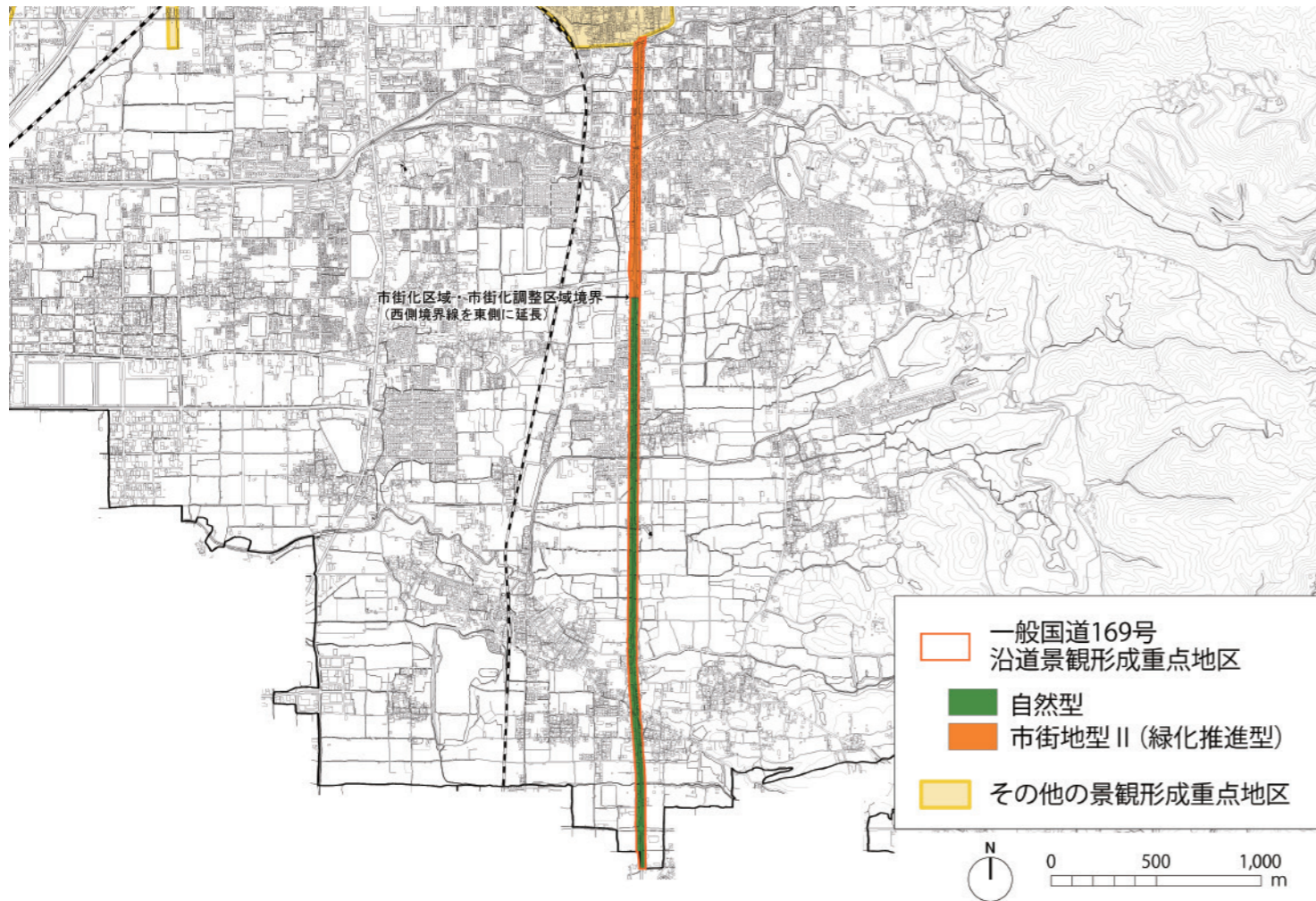
沿道敷地の緑化の現状は、十分に進んでいるとはいえ、周囲に広がる山並みや農地等の自然と建築物や工作物、屋外広告物等の人工物との調和に欠けている状況にあります。従って、沿道敷地の緑化を推進し、建築物等の人工物と庭木等の樹木がリズムカルに連なる緑豊かな沿道景観を形成することで、周囲の自然との調和のとれた道路軸を形成するとともに、南部区間にみられる大和青垣の山並み等への眺望景観の魅力の向上につなげていくものとします。



指定区域図

紀寺町付近から天理市との市境までの区間（延長：約3.9km）の道路から両側10mの範囲。

下図のとおり、自然型・市街地型II（緑化推進型）の2地区に区分します。




景観形成基準 その1

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準	自然型	市街地型II	解説ページ	
共通	b-1	■	■	129	
	b-2	■	■	15	
配置規模	b-3	■	■	16-17	
	b-5	■	■	130	
	b-6	■	■	18	
	b-7	■	■	18	
	形態意匠	b-8	■	■	19
		b-9	■	■	219
		b-11	■	■	20-21
		b-13	■	■	20
		b-14	■	■	22
		b-15	■	■	131
		b-17	■	■	132
		b-18	■	■	23
		b-19	■	■	23
b-20		■	■	24	
b-21	■	■	24		
建築物の建築等	b-22	■	■	133-136	
	b-23	■	■	30	
	b-24	■	■	31	
	b-25	■	■	32	
	b-26	■	■	32	
	b-27	■	■	137	
	b-28	■	■	137	

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

景観形成基準 その2

※ 基準を適用する区域を  で表示

項目	景観形成基準	自然型	市街地型Ⅱ	解説ページ	
建築物の建築等	b-29	・ 駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。			33
	b-30	・ 在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地の道路側 3m の区域について、当該区域面積の 10% 以上を緑化すること。なお、緑化にあたっては、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。			138
	b-31	・ 在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の 3% 以上を緑化すること。なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。			139
	b-32	・ ゴミ置き場は、ゴミが道路から見えないよう、配置や緑化、建築物と一体化などの修景措置を講ずること。			140
	b-33	・ 夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。			33
工作物の建設等	b-34	・ 外観の色彩は、別表 2 に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・ 高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5 程度 ・ 屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。			141
	b-35	・ 外観に光源等の装飾を施さないこと。			141
	b-36	・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の 5 分の 1 を超えないこと。			34
	b-37	・ 地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。			35
開発行為 土地の形質 の変更等	b-38	・ 地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。			35
	b-39	・ 擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。			142
	b-40	・ 擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。			36
	b-41	・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。			36
	b-42	・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。			37
	b-44	・ 土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。			37
物件の堆積	b-45	・ 土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。			38
	b-46	・ 整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。			38
	b-47	・ 緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。			38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。

（「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「暮らし・手続き」
→「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」）

色彩基準

基準区分 対象区域	建築物の外壁等、工作物				建築物の屋根				
	2-③ 自然型		2-④ 市街地型Ⅱ		2-③ 自然型		2-④ 市街地型Ⅱ		
	色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		1.0 以下			×	×		
	5.0 以下		2.0 以下	8.0 以下	2.0 以下			4.0 以下	2.0 以下
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	×	×		
	5.0 以下		3.0 以下	5.0 以下	4.0 以下			4.0 以下	2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		2.0 以下	8.0 以下 7.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 以下		4.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		3.0 以下	8.0 以下 6.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 以下		4.0 以下	6.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		3.0 以下	8.0 以下 5.0 超	3.0 以下	4.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 以下		4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超		2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	4.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 以下		4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
その他色相	×	×	×	×	×	×	×	×	
無彩色	7.0 超	×		8.0 超	×			4.0 超	×
	7.0 以下		○	8.0 以下	○			4.0 以下	○

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。